

みんなでささえる 国保会計



～ 8月は限度額認定証の更新時期です ～

1カ月間で医療機関などに支払う自己負担額が高額になる場合、限度額適用認定証を提示することにより、1つの医療機関などでの支払いを自己負担限度額までにすることができます。

ただし、入院した時の食事代や保険適用外の差額ベッド料などは対象外です。

限度額適用認定証には、所得区分の確認のため有効期限が設定されています。限度額適用認定証を交付されている方で、8月1日以降も減額額の適用を受けたい方は再度申請が必要です。

●月ごとの自己負担の限度額は、年齢やその所得区分によって異なります。

【69歳以下の方の場合】

所得区分	区分	自己負担限度額	4回目以降
901万円超	ア	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1%	140,100円
600万円超～901万円以下	イ	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1%	93,000円
210万円超～600万円以下	ウ	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1%	44,400円
210万円以下	エ	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	オ	35,400円	24,600円

※過去12カ月間に、1つの世帯で高額療養費の支給が3回以上あった場合は、4回目以降は表中の「4回目以降」の限度額を適用します。

※同じ人が、1つの医療機関(入院・外来・歯科は別計算)で支払った自己負担額が21,000円に満たない場合は、高額療養費の算出対象になりません。

※未申告者のいる世帯は901万円超の世帯(区分ア)とみなされることがあります。

【70歳以上75歳未満の方の場合】

所得区分	区分	外来(個人単位)①	外来+入院(世帯単位)②	4回目以降
課税所得690万円以上	現役並みⅢ	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%		140,100円
課税所得380万円以上 690万円未満	現役並みⅡ	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%		93,000円
課税所得145万円以上 380万円未満	現役並みⅠ	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%		44,400円
上記以外の住民税課税世帯	一般	18,000円 (年間の上限144,000円)	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円	
	区分Ⅰ		15,000円	

※過去12カ月間に、1つの世帯で高額療養費の支給が3回以上あった場合は、4回目以降は表中の「4回目以降」の限度額を適用します。

●限度額適用認定証の申請に必要なもの

- 保険証、マイナンバーのわかるもの、来庁される方の身分証明書
- 90日以上入院期間を証明するもの(長期入院該当者で、区分オ・区分Ⅱのみ)
- 成年後見人の方は、登記事項証明書(写)

●保険証の利用登録をしたマイナンバーカードをお持ちの方は、オンライン資格確認を導入している医療機関を受診し、カードリーダー(読み取り機)でご本人の情報提供に同意いただいた場合、限度額認定証などとしてもご利用いただけます。この場合、限度額適用認定証などの申請は必要ありません。ただし、以下の方は交付が必要ですのでお手続きをお願いします。

- 1) オンライン資格確認が導入されていない医療機関などにかかる場合
- 2) 長期入院該当の方
- 3) 国民健康保険税の滞納がある世帯の場合

○お問い合わせ 本庁 住民課 国保係 ☎43-2800
佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3112